

日本電子出版協会設立總會

議 題 資 料

設	立	趣	意	書
規		約		案
役		員		案
事	業	計	面	案
収	支	予	算	案
專	門	委	員	會
				案

昭和61年9月12日

日本電子出版協会設立発起人会



『日本電子出版協会』設立の趣旨

出版業界及び関連業界は、本格的な情報化社会を迎えて、従来の情報産業の主役としての地位をいかに固守すべきかに戸惑っている。前例のない未踏情報化社会に対応する鍵は何か、業界全体の見通しは不透明で、むしろメディアとしての危機感が強い。

いまや、出版業界及び関連業界の急務はニューメディアに対しての明確な概念の確立と実態の把握にあると言えよう。

出版業界及び関連業界人は、かつて集積した情報量や収集・加工の技術と能力をいかに新時代に生かし、サバイバルの方途を探るかを真剣に考えなければならない時期だといっても過言ではない。

幸い、ニューメディアシステム発達の過程で、欠くべからざる要素は、出版業界及び関連業界に集積された情報量を生かすソフトウェアの開発であると考えられている。

出版業界及び関連業界が新情報化社会に対応すべく、業界内はもちろん、コンピュータを中心とするハード及びソフト関係者と、より緊密に情報の交換を行い、各々その立場を守りつつ、研鑽し合いながら将来の展望を考え、かつ、具体的な行動を起こすことは時代の要請であろう。

以上の認識に基づいて『日本電子出版協会』は、新しい情報社会に対応する新しい需要を喚起し、それに相応しい流通を整備して、情報の付加価値創造の方途を探ることを目指すものである。

日本電子出版協会事務局

〒101 千代田区神田神保町2-23

出版研究センター内 ☎(234)7623

『日本電子出版協会』規約案

<第1章> 総則

〔1〕（名称）本協会（以下協会と称す）は、日本電子出版協会
（Japan Electronic Publishers Association 略称JEPA）と称する。

〔2〕（事務局）協会はその事務局を東京都千代田区神田神保町2-2-3 尚美堂ビル出版研究センター内に置く。

〔3〕（目的）協会は電子出版及び電子出版物、並びに各種情報媒体の企画・編集・制作を目的とする者が直面する諸問題の解決と将来の展望を開拓するために、次の諸活動を行い、出版界及び情報産業界の健全な発達に寄与することを目的とする。

① 関連業界内外の情報交換

ハード業界、ソフト業界、諸外国の情報を収集し、合わせて情報交換を図る。

② 会員相互の業務促進

実質的、実務的に種々な業務の促進を図る。実務者レベル間の交流を図り、合わせてプロジェクトの総合研究を目標とする。

③ 電子出版にかかわる各種適正料金の研究。

④ 電子出版にかかわる著作権の研究。

⑤ ハード及びソフトの標準化の研究。

⑥ 電子出版にかかわる先端技術とその普及の研究。

⑦ 電子出版に必要な人材確保と社員教育の共同研究。

⑧ 電子出版の流通組織とルートの研究。

⑨ 各種親睦活動と相互啓発活動等。

⑩ その他本懐の目的を達成する事業。

<第2章> 会員

〔1〕（資格）協会の正会員は、会の趣旨・目的に賛同し、企業組織をもつ各種情報媒体の企画制作、編集、出版会社とする。

なお、法人賛助会員及び特別会員の制度を設ける。但し法人賛助会員及び特別会員は総会における議決権を有しない。

〔2〕（入会）入会には、正会員2名以上の推薦と幹事会の承認を必要とし、特別会員は幹事会の推薦によって決定する。

〔3〕（会費）会員は入会時に入会金を納め、当該年度の会費を前納する。

入会金及び会費（正会員・賛助会員）とその徴集方法は幹事会で定めるものとする。

〔4〕（資格喪失）会員は、次の各号のいずれかに該当したとき、幹事会の議決によって、その資格を失い、または除名される。

① 第1項に規定する資格を失ったとき。

② 会費を3か月以上滞納したとき。

- [5] (退会) 会員は幹事会に書面をもって届け出ることにより、任意に退会できる。
- [6] (会費等の返還) 会員は、その資格を失い、退会しても、すでに納付した会費等の返還及び財産上の請求はできない。

<第3章>機関

- [1] (總會) 会員總會は毎年1回、4月に会長がこれを招集する。
- [2] (議決) 總會の議決は正会員またはその代理人(委任状も有効)の過半数が出席し、その過半数の同意によって決するものとする。總會の議長は会長がこれに当たる。
- [3] (議決事項) 次の事項は總會に提出して、その議決を経なければならない。

①規約の変更

②幹事の選出

③事業計画及び収支予算

④事業報告及び収支決算

⑤その他会長が必要と認めた事項

- [4] (臨時總會) 会長は必要と認めたときに臨時總會を招集することができる。

<第4章>役員、委員及び事務局長

- [1] (役員・委員・事務局長) 本会は次の役員及び委員を置く。

①会長……………1名

②幹事……………若干名

③事務局長……………1名

④専門委員及びその委員長…若干名

⑤監査役……………1名

- [2] (選任) 幹事及び監査役は總會においてこれを選出する。会長は幹事会において選出する。事務局長および専門委員とその委員長は会長がこれを委嘱する。

- [3] (任期) 役員及び委員の任期は1年とする。ただし重任は妨げない。

<第5章>会計

- [1] (資産の管理) 協会の資産の管理・運営は、總會の議決を経て、会長がこれを行なう。

- [2] (事業年度) 協会の事業年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わるものとする。

- [3] (監査) 監査役は協会の収支決算、事業報告について監査し、總會に報告する。

付記

●会則案第2章第3項にかかわる会費は当面以下の金額とする。

正会員……………入会金	2万円
……………会費	12万円(但し2回の分割を認める)
賛助会員(法人)…入会金	2万円
……………会費	12万円
特別会員……………無料	

日本電子出版協会役員案

- (1) 会長 前田完治(株式会社三修社 代表取締役社長)
- (2) 幹事 大高利夫(株式会社日外アソシエーツ 代表取締役社長)
小関貴久(株式会社名著普及会 代表取締役社長)
藤岡啓介(株式会社インタープレス 代表取締役社長)
袖口 篤(株式会社ユズ編集工房 代表取締役社長)
- (3) 監査役 堀内道夫(株式会社新学社 取締役)
- (4) 事務局長 林 幸男(出版研究センター 所長)

事業計画案

- (1) 定例会
2か月1回(年6回)定例会を行う。
- (2) 幹事会
(イ)原則として毎月1回(年12回)開催し、会の運営等を協議決定する。
(ロ)会則の目的達成のため幹事会で実行プランを作成する。
- (3) 専門委員会の開催
会長は規則第4章第2項で規定してある各専門委員会及び委員長を委嘱し、各委員会を開催する。

専門委員会案

①ハードウェア委員会	(株)新学社	取締役	堀内 道夫
②ソフトウェア委員会	(株)アスキー	副社長	塚本慶一郎
③システム標準化委員会	(株)日外アソシエーツ	社長	大高 利夫
④著作権、契約、料金問題委員会	(株)インタープレス	社長	藤岡 啓介
⑤流通委員会	(株)アスク	社長	天谷 修身
⑥事業委員会	(株)名著普及会	社長	小関 貴久
⑦厚生委員会	出版研究センター	所長	林 幸男
⑧広報委員会	(株)ユズ編集工房	社長	袖口 篤